

## 公立大学法人山口県立大学定款（素案）

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)
- 第 2 章 役員(第 8 条 第 1 2 条)
- 第 3 章 審議機関等
  - 第 1 節 経営審議会(第 1 3 条 第 1 6 条)
  - 第 2 節 教育研究評議会(第 1 7 条 第 2 0 条)
  - 第 3 節 人事委員会(第 2 1 条 第 2 2 条)
- 第 4 章 業務の範囲及びその執行(第 2 3 条 第 2 4 条)
- 第 5 章 資本金等(第 2 5 条 第 2 6 条)
- 第 6 章 委任(第 2 7 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この公立大学法人は、地域に貢献する知の拠点として、住民の健康の増進や、個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究し、優れた知識や技能を有する人材の育成と研究成果の社会への還元を行うことにより、人々が生き生きと暮らす社会の形成に寄与するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

定款規定事項（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号）

中期目標（素案）の「基本的な目標」の記述を引用

## (名称)

第 2 条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）とする。

定款規定事項（法第 8 条第 1 項第 2 号）

名称の中に、「公立大学法人」という文字を使用しなければならない（法第 6 8 条第 1 項）

## (大学の設置)

第 3 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、山口県山口市に山口県立大学（以下「県立大学」という。）を設置する。

大学は公共的な施設に該当することから、法第 8 条第 1 項第 8 号の規定により、施設の名称と所在地を記載。

( 設立団体 )

第 4 条 法人の設立団体は、山口県とする。

定款規定事項 ( 法第 8 条第 1 項第 3 号 )

( 事務所の所在地 )

第 5 条 法人は、事務所を山口県山口市桜畠 3 丁目 2 番 1 号に置く。

定款規定事項 ( 法第 8 条第 1 項第 4 号 )

登記手続との関係で地番まで記載。

( 法人の種別 )

第 6 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

定款規定事項 ( 法第 8 条第 1 項第 5 号 )

法第 2 条第 2 項により、大学の設置・管理業務を行うものは、特定地方独立行政法人から除かれているため、「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人」となる。

( 公告の方法 )

第 7 条 法人の公告は、山口県報に登載して行う。

定款規定事項 ( 法第 8 条第 1 項第 10 号 )

先行の公立大学法人の例を参考

## 第 2 章 役員

( 定数 )

第 8 条 法人に、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置く。

定款規定事項 ( 法第 8 条第 1 項第 6 号 )

理事の定数は、本大学の規模と先行の公立大学法人及び国立大学法人の例を参考

監事は複数体制が妥当 ( 国立大学法人は大学の規模にかかわらず 2 人を置く )

(職務及び権限)

- 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長は、第16条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)の議を経るものとする。
  - 3 理事長は、第20条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第17条第1項に規定する教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の議を経るものとする。
  - 4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
  - 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
  - 6 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
  - 7 監事は、法人の業務を監査する。
  - 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

第1項...法第13条第1項において規定

第2項及び第3項...両審議機関の議を経て法人として意思決定

第4項...法第13条第2項の規定により、副理事長の職務及び権限を規定

第5項及び第6項...法第13条第3項の規定により、理事の職務及び権限を規定

第7項...法第13条第4項において規定

第8項...法第13条第5項において規定

( 理事長の任命等 )

第 10 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、県立大学の学長となるものとする。

3 第 1 項の法人の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 前項の選考は、経営審議会及び教育研究評議会から推薦を受けた者（以下「学長となる理事長の候補者」という。）のうちから行うものとする。この場合において、教育研究評議会からの学長となる理事長の候補者の推薦は、県立大学の職員の意向に配慮して行うものとする。

**修正案 1**

4 理事長選考会議は、前項の選考を行うに当たっては、経営審議会及び教育研究評議会から学長となる理事長の候補者の推薦を受けものとする。この場合において、教育研究評議会からの学長となる理事長の候補者の推薦は、県立大学の職員の意向に配慮して行うものとする。

**修正案 2**

4 前項の選考に当たり、経営審議会及び教育研究評議会は、学長となる理事長の候補者を理事長選考会議に推薦することができるものとする。この場合において、教育研究評議会からの学長となる理事長の候補者の推薦は、県立大学の職員の意向に配慮して行うものとする。

**修正案 3**

4 削除

5 理事長選考会議は、次に掲げる委員各 4 人をもって構成する。

( 1 ) 経営審議会の委員(理事長である委員を除く。)の中から互選により選出されたもの

( 2 ) 教育研究評議会の委員（学長となる理事長である委員を除く。)の中から互選により選出されたもの

6 前項第 1 号の委員のうち 3 人は、第 13 条第 2 項第 3 号の規定により指名された者又は第 5 号の規定により任命された者、前項第 2 号のうち 1 人は、第 17 条第 2 項第 3 号に規定する者又は第 6 号の規定により指名された者でなければならない。

7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、理事長選考会議を主宰する。

9 第 4 項から前項に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って法人の規程で定める。

第 1 項...法第 71 条第 2 項において規定

第 2 項...理事長 = 学長一体型を規定

第 3 項...法第 71 条第 3 項の規定により、学長となる理事長を選考するための機関を設置

第 4 項...学長となる理事長の選考方法を規定

両審議機関から候補者を推薦し、そのうちから選考

教育研究評議会からの推薦は学内の意向（職員の意向）に配慮

第 5 項及び第 6 項

...理事長選考会議の構成を規定

経営審議会選出委員 4 人（うち学外者 3 人）

教育研究評議会選出委員 4 人（うち学外者 1 人）

学外理事は学外者に含める。

理事長（学長）は選考会議の委員となることはできない。

(理事長以外の役員の任命等)

- 第11条 法人の事務局長は、副理事長となるものとする。
- 2 理事は、理事長が任命する。
- 3 県立大学の副学長(以下「副学長」という。)は、理事となるものとする。
- 4 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が2分の1以上含まれるようにしなければならない。
- 5 監事は、知事が任命する。

第1項及び第3項...制度設計に従い、事務局長 = 副理事長、副学長 = 理事を明確化

第2項...法第71条第9項において規定(理事長が任命)

第4項...理事のうち2分の1は学外者(制度設計では理事3人のうち2人が学外者)

第5項...法第14条第2項において規定(設立団体の長が任命)

(任期)

- 第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。
- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第4項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第1項...法第74条第1項及び第3項において規定

一体型の場合は、学長の任期(2年以上6年未満)が理事長の任期となる

法人の規程で定め、定款への規定は不要

《法人の規程で定める任期 4年 + 2年(再任1回)》

第2項...法第74条第4項において規定

第3項...法第15条第1項の規定により、監事の任期を2年と規定

国立大学法人及び先行の公立大学法人の例を参考

第4項...再任が可能なことについては、法第15条第2項において規定

理事再任の際の学外者かどうかの取扱いについて規定

最初の任命の際に学外者かどうかで判断

### 第3章 審議機関等

#### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

- 第13条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。
- 2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。
- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事(その任命の際現に法人の役員又は職員でない者(第12条第4項後段の規定により再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなされるものを含む。)に限る。)のうち、理事長が指名するもの
- (4) 理事長が指名する職員
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見のあるもののうちから理事長が任命するもの
- 3 前項第3号及び第5号の委員の数の合計は、委員総数の2分の1以上とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員については、当該役員である期間とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

第1項...法第77条第1項の規定により、経営審議会を設置

第2項...制度設計に従い、経営審議会の構成について規定

理事長、副理事長は法第77条第2項において規定

経営審議会の構成(10人以内)

- ・ 1号 理事長(学長)
- ・ 2号 副理事長(事務局長)
- ・ 3号 理事(非常勤 学外者)
- ・ 4号 理事長の指名する職員
- ・ 5号 学外者

第3項...学外者の数は、学外理事と合わせて委員総数の2分の1以上

第4項...先行の公立大学法人の例を参考に、学外委員と理事長が指名する職員である委員の任期を2年と規定

(招集)

- 第14条 経営審議会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、経営審議会の委員(理事長である委員を除く。)の3分の1以上の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

理事長は、必要と認めたときに招集できるが、委員の3分の1以上の要求があれば必ず招集しなければならない。

( 議事 )

- 第 15 条 経営審議会の議長は、別に定める場合を除き、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
  - 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
  - 4 経営審議会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 1 項、第 2 項及び第 4 項...理事長の権限の明確化

( 審議事項 )

- 第 16 条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
- ( 1 ) 中期目標についての意見 ( 地方独立行政法人法 ( 平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。 ) 第 78 条第 3 項の規定により知事に申し述べる意見をいう。以下同じ。 ) に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
  - ( 2 ) 中期計画 ( 法第 26 条の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。 ) 及び年度計画 ( 法第 27 条第 1 項の規定により作成する年度計画をいう。以下同じ。 ) に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
  - ( 3 ) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
  - ( 4 ) 学則 ( 法人の経営に関する部分に限る。 ) 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
  - ( 5 ) 第 10 条第 4 項に規定する理事長選考会議への学長となる理事長の候補者の推薦  
第 10 条第 4 項削除の場合は、第 5 号を削除し、以下繰り上げ
  - ( 6 ) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
  - ( 7 ) 職員の人事の方針に関する事項
  - ( 8 ) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - ( 9 ) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
  - ( 10 ) その他法人の経営に関する重要事項
- 2 経営審議会は、前項第 6 号に掲げる事項のうち教育研究に関するもの及び同項第 7 号に掲げる事項のうち教員の人事の方針について審議するときは、あらかじめ、教育研究評議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

第 6 号及び第 7 号は、経営的な判断を要するため、経営審議会の審議事項としているが、

- ・ 6 号のうち、教育研究に関する重要組織の設置・廃止
- ・ 7 号のうち、教員の人事の方針 ( 定数管理、採用・昇任の方針、給与制度に関すること等 )

については、教育研究の特性への配慮 ( 法第 69 条 ) から、教育研究評議会の意見を聴き、配慮する。第 7 号の「職員」には教員も含む。

## 第2節 教育研究評議会

### (設置及び構成)

- 第17条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。
- 2 教育研究評議会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。
- (1) 学長となる理事長
- (2) 副学長
- (3) 理事(その任命の際現に法人の役員又は職員でない者(第12条第4項後段の規定により再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなされるものを含む。)に限る。)のうち、第13条第2項第3号以外のもの
- (4) 法人の規程で定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- (5) 学長となる理事長が指名する職員
- (6) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見のあるもののうちから学長となる理事長が任命するもの
- 3 前項第3号及び第6号の委員の数の合計は、2人以上とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から4号までに掲げる委員については、当該役員である期間又はその職にある期間とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

第1項...法第77条第3項の規定により、教育研究評議会を設置

第2項...制度設計に従い、教育研究評議会の構成について規定

学長、学部長は法第77条第4項において規定

教育研究評議会の構成(20人以内)

- ・ 1号 学長(理事長)
- ・ 2号 副学長(理事)
- ・ 3号 理事(非常勤 学外者)...地域貢献担当の理事
- ・ 4号 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長  
(学部長、研究科長、図書館長等)
- ・ 5号 学外者

第3項...学外者の数は、学外理事と合わせて2人以上

第4項...先行の公立大学法人の例を参考に、学外委員と学長となる理事長が指名する職員である委員の任期を2年と規定

### (招集)

- 第18条 教育研究評議会は、学長となる理事長が招集する。
- 2 学長となる理事長は、教育研究評議会の委員(学長となる理事長である委員を除く。)の3分の1以上の要求があったときは、教育研究評議会を招集しなければならない。

学長となる理事長は、必要と認めたときに招集できるが、委員の3分の1以上の要求があれば必ず招集しなければならない。(経営審議会と同様)

( 議事 )

第 19 条 教育研究評議会の議長は、別に定める場合を除き、学長となる理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議會を主宰する。

3 教育研究評議會は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究評議会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 1 項、第 2 項及び第 4 項...学長となる理事長の権限の明確化 ( 経営審議會と同様 )

( 審議事項 )

第 20 条 教育研究評議會は、次に掲げる事項を審議する。

( 1 ) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

( 2 ) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

( 3 ) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

( 4 ) 学則 ( 法人の経営に関する部分を除く。 ) その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

( 5 ) 第 10 条第 4 項に規定する理事長選考会議への学長となる理事長の候補者の推薦

第 10 条第 4 項削除の場合は、第 5 号を削除し、以下繰り上げ

( 6 ) 教員の人事に関する事項 ( 第 16 条第 1 項第 7 号及び第 22 条に係るものを除く。 )

( 7 ) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

( 8 ) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

( 9 ) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

( 10 ) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

( 11 ) 第 16 条第 2 項に規定する経営審議會への意見

( 12 ) その他県立大学の教育研究に関する重要事項

第 6 号...教員の人事に関する事項のうち、経営審議會の審議事項及び人事委員会の権限に属する事項を除外したものについて審議

教員の採用・昇任の決定に関すること

教員の不利益処分の決定に関すること

教員の人事制度に関すること ( 給与制度及び制度の基準・手続に関するものを除く )

第 11 号...「教育研究に関する重要組織の設置・廃止」及び「教員の人事の方針 ( 定数管理、採用・昇任の方針等 )」についての経営審議會への意見を審議事項として明確化

### 第3節 人事委員会

#### (設置及び構成)

第21条 職員の人事に関し、その公正を期すとともに、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、人事委員会を置く。

2 人事委員会は、次に掲げる委員各同数をもって構成する。

(1) 経営審議会の委員の中から当該経営審議会において選出されたもの

(2) 教育研究評議会の委員の中から当該教育研究評議会において選出されたもの

3 前項第1号の委員の選出に当たっては、第13条第2項第3号の規定により指名された者又は第5号の規定により任命された者が含まれるようにしなければならない。

第1項...設置の目的

全学的視点からの人事

人事の公正性、透明性、客観性の確保

第2項及び3項...経営審議会からの選出委員(学外者を含む。)と教育研究評議会からの選出委員各同数(各2名の予定)により構成

#### (権限)

第22条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 職員の採用及び昇任のための選考を行い、教員の選考結果を教育研究評議会に報告すること。

(2) 職員の人事に関する基準及び手続を定めること。

(3) 法人の規程で定めるところにより職員の人事に係る不服申立てに対する審査を行うこと。

(4) その他法人の規程によりその権限に属せられた事務

第1項...採用・昇任のための選考

公募・試験の実施

採用・昇任候補者の審査・決定

(教育研究業績の審査については教授会に委任)

教育研究評議会への選考結果の報告

第2項...採用・昇任・人事評価・服務・処分等の基準・手続

第3項...不利益処分・人事評価等の不服申立てに対する審査

## 第4章 業務の範囲及びその執行

### (業務の範囲)

第23条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

国立大学法人及び先行の公立大学法人の例を参考

### (業務方法書)

第24条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

法第22条第2項の規定により、業務方法書に記載すべき事項は、県の規則で定める。

## 第5章 資本金等

### (資本金)

第25条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を山口県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として山口県が評価した価額の合計額とする。

定款規定事項（法第8条第1項第9号）

出資財産については、別表第1で土地を、別表第2で建物を規定

### (解散に伴う残余財産の帰属)

第26条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを山口県に帰属させる。

定款規定事項（法第8条第1項第11号）

法第92条第2項の規定により、残余財産を山口県に帰属させることを規定

## 第6章 委任

### (委任)

第27条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

組織、人事・給与、財務等に関する各種規程

### 附 則

#### (施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

平成18年4月1日に登記により成立

#### (経過措置)

2 法人の成立後最初の理事長の任命については、第10条第1項の規定にかかわらず、知事が行う。

法第72条第1項の規定により、学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、知事が行うことを規定（法人の申出によることを要しない）。

3 県立大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、2年とする。

法第74条第2項の規定により、法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を2年（6年を超えない範囲内）と規定。

別表第1（第25条関係）

資産の種別	所在地	面積 (平方メートル)

別表第2（第25条関係）

資産の種別	施設名称	所在地	延床面積 (平方メートル)